

○遠山郷学園小学校再編検討委員会設置要綱

令和7年8月4日  
教委告示第19号

(設置)

第1条 遠山郷学園内の小学校の再編を円滑に推進するとともに、再編に伴い設置される学校の開校に向けた総合的な検討及び関係者との調整を行うため、遠山郷学園小学校再編検討委員会(以下「検討委員会」という。)を設置する。

(任務)

第2条 検討委員会は、遠山郷学園内小学校の再編に係る次に掲げる事項について意見を交換し、その結果を飯田市教育委員会(以下「教育委員会」という。)へ報告する。

- (1) 校名に関すること。
- (2) 校歌及び校章に関すること。
- (3) 学校運営方針及び学校行事に関すること。
- (4) 教育課程再編及び学級編成に関すること。
- (5) 通学路及び通学方法に関すること。
- (6) P T A組織及び児童会組織に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項

(組織)

第3条 検討委員会は、委員17人以内をもって組織する。

- 2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。
  - (1) 遠山郷学園内の小学校及び未就学児保護者を代表する者
  - (2) 遠山郷学園内の小中学校長
  - (3) 上村及び南信濃両地区まちづくり委員会を代表する者
  - (4) 上村及び南信濃両地区の公民館長
  - (5) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

3 前項に掲げる者のほか、検討委員会にオブザーバーを置くことができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する任務が終了するまでの間とする。

- 2 委員が欠けたときは、これを補充することができる。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 検討委員会に、委員長1人、副委員長2人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、検討委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、最初に開かれる委員会に限り、教育委員会が招集する。

- 2 検討委員会の会議は、委員の半数以上の出席がなければこれを開くことができない。
- 3 会議において議決を要するときは、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 検討委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の出席を求める、意見又は説明を聴くことができる。

(部会)

第7条 委員長は、必要に応じて検討部会（以下「部会」という。）を設置することができる。

- 2 部会の構成及び構成員は、検討委員会において定める。
- 3 部会に部会長及び副部会長を置き、委員長の指名によりこれを定める。
- 4 部会長は、部会の会務を総理し、調査検討結果を検討委員会に報告する。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 6 部会は、部会長が必要と認めたときは、部会に関係者の出席を求める、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 検討委員会の庶務は、教育委員会事務局教育政策課において処理する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和7年8月4日から施行する。

# 遠山郷学園小学校再編検討委員会 委員名簿

(敬称略)

ご芳名	要綱上の分類※	ご所属等	備考
村山 雅也	第3条第2項 第1号 (遠山郷学園内の小学校の保護者 を代表する者)	上村小学校P T A 会長	
宮國 康弘	第3条第2項 第1号 (遠山郷学園内の小学校の保護者 を代表する者)	上村小学校P T A	
小澤 倫太郎	第3条第2項 第1号 (遠山郷学園内の小学校の保護者 を代表する者)	和田小学校P T A 会長	
近藤 史章	第3条第2項 第1号 (遠山郷学園内の小学校の保護者 を代表する者)	和田小学校P T A	
小池 真沙美	第3条第2項 第1号 (遠山郷学園内の未就学児保護者 を代表する者)	上村・和田保育園保護者会	
遠山 典宏	第3条第2項 第1号 (遠山郷学園内の未就学児保護者 を代表する者)	上村・和田保育園保護者会	
下郷 貴広	第3条第2項 第2号 (遠山郷学園内の小中学校長)	遠山郷学園(和田小学校) 学園長(校長)	
橋倉 美奈子	第3条第2項 第2号 (遠山郷学園内の小中学校長)	遠山郷学園(遠山中学校) 副学園長(校長)	
猪切 洋二	第3条第2項 第2号 (遠山郷学園内の小中学校長)	上村小学校 校長	
前島 道広	第3条第2項 第3号 (両地区まちづくり委員会を 代表する者)	上村まちづくり委員会 会長	
北澤 昌彦	第3条第2項 第3号 (両地区まちづくり委員会を 代表する者)	上村まちづくり委員会 特別プロジェクト部会長	
遠山 典男	第3条第2項 第3号 (両地区まちづくり委員会を 代表する者)	南信濃まちづくり委員会 会長	
遠山 尚久	第3条第2項 第3号 (両地区まちづくり委員会を 代表する者)	南信濃まちづくり委員会 副会長	
松下 豊	第3条第2項 第4号 (両地区的公民館長)	上村公民館館長	
酒井 郁雄	第3条第2項 第4号 (両地区的公民館長)	南信濃公民館館長	
熊谷 幸穂	第3条第2項 第5号 (教育委員会が必要と認める者)	上村地区 主任児童委員	
御子柴 さゆり	第3条第2項 第5号 (教育委員会が必要と認める者)	南信濃地区 主任児童委員	

※遠山郷学園小学校再編検討委員会設置要綱(令和7年教委告示第19号)第3条

## 遠山郷学園小学校再編検討委員会 事務局名簿

氏名	職責	備考
市川 史織	上村小学校 教頭	委員会は必要により 検討部会は出席
春原 孝	和田小学校 教頭	委員会は必要により 検討部会は出席
上沼 昭彦	教育委員会事務局 教育政策課長	
伊藤 寿	教育委員会事務局 学校教育課長	委員会は必要により 検討部会は出席
北澤 孝郎	教育委員会事務局 教育センター所長	委員会は必要により 検討部会は出席
前澤 紀彦	教育委員会事務局 教育政策課 教育施設係長	委員会は必要により 検討部会は出席
佐々木 美鈴	教育委員会事務局 学校教育課長補佐 兼 学務係長 兼 教育センター所長補佐	委員会は必要により 検討部会は出席
仲田 好寿	教育委員会事務局 学校教育課 保健給食係長	委員会は必要により 検討部会は出席
木下 耕一	教育委員会事務局 教育センター 学園支援係長	委員会は必要により 検討部会は出席
井川 真輝	上村公民館主事	
小島 混平	南信濃公民館主事	
萩元 謙一	教育委員会事務局 教育政策課 教育企画係長	
下岡 祥平	教育委員会事務局 教育政策課 教育企画係 主査	
三ツ井 洋樹	教育委員会事務局 教育政策課 教育企画係 主査	

## 遠山郷学園小学校再編検討委員会 オブザーバー名簿

氏名	職責	備考
野牧 和将	上村自治振興センター 所長	委員会・検討部会ともに 必要により出席
林 優一郎	南信濃自治振興センター 所長	委員会・検討部会ともに 必要により出席

# 遠山郷学園小学校再編検討委員会の設置について

遠山郷学園内の小学校の再編を円滑に推進するとともに、再編に伴い設置される学校の開校に向けた総合的な検討及び関係者との調整を行うため、遠山郷学園小学校再編検討委員会設置要綱(以下「要綱」という。)に基づき、以下のとおり、遠山郷学園小学校再編検討委員会(以下「検討委員会」という。)を組織します。

## 1 検討委員会の委員構成

検討委員会の委員は、以下の要綱第3条第2項の各号の規程に基づき、教育委員会が委嘱します。

要綱第3条第2項各号別の委員人数一覧

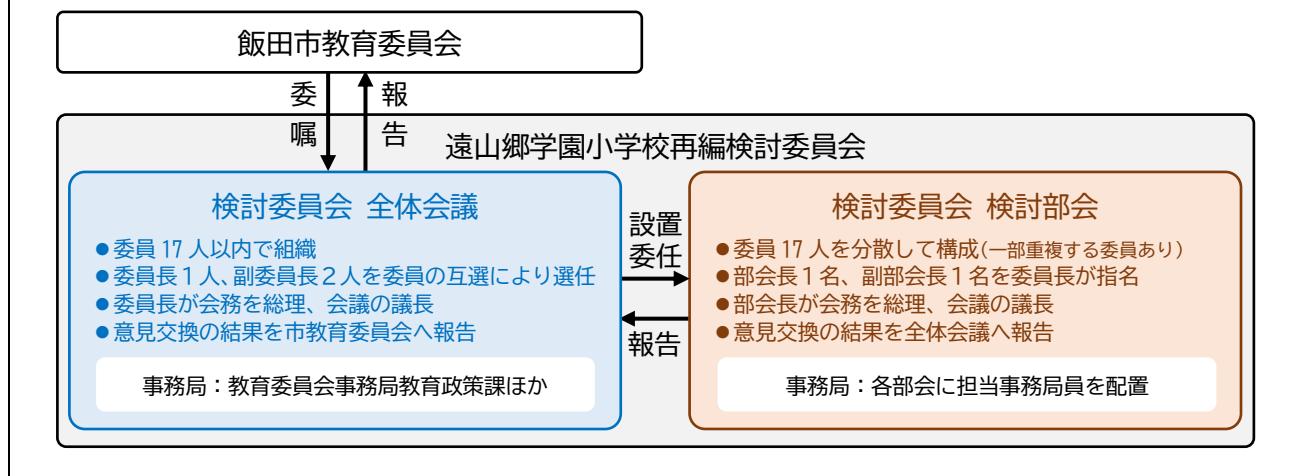
区分(要綱第3条第2項)	人数	選出団体等
第1号 (遠山郷学園内の小学校の保護者を代表する者)	4人	PTA
第1号 (遠山郷学園内の未就学児保護者を代表する者)	2人	保育園保護者会
第2号 (遠山郷学園内の小中学校長)	3人	小中学校長
第3号 (上村・南信濃地区まちづくり委員会を代表する者)	4人	まちづくり委員会正副会長
第4号 (上村・南信濃地区の公民館長)	2人	公民館長
第5号 (教育委員会が必要と認める者)	2人	主任児童委員
合 計	17人	

## 2 検討委員会及び検討部会と教育委員会の関係性

要綱第3条、第5条、第7条及び第8条の規定により、検討委員会及び検討部会と教育委員会との関係性は、以下の図のとおりです。

全体会議は、検討部会を設置し、所掌事項に関する検討を委任します。従って、全体会議は、検討部会での協議結果の報告を受けた際は、全体会議として決議し、その結果を教育委員会へ報告することとなります。なお、検討部会での協議結果について、全体会議で「再検討」とされた場合は、改めて検討部会で協議することとなります。

※遠山郷学園小学校再編検討委員会の組織イメージ図



### 3 所掌(協議する)事項

要綱第2条に基づき、検討委員会で協議する事項は以下の表のとおりとします。なお、今後の協議の中で新たに協議すべき事項(表に記載がない事項)が生じた場合は、正副委員長と事務局が協議をして協議する検討部会等を定めることとします。

要綱第2条	項 目	内 容
第1号	校名に関すること	<ul style="list-style-type: none"><li>・校名の取り扱いに関すること</li><li>・校名候補の決定方法に関すること※</li><li>・(募集する場合)募集に関すること</li><li>・校名候補の決定に関すること</li></ul> など
第2号	校歌及び校章に関すること	<ul style="list-style-type: none"><li>・校歌の取り扱いに関すること</li><li>・校歌の詞・曲の候補の決定方法に関すること</li><li>・(作詞・作曲を外部へ依頼する場合)依頼先に関すること</li><li>・校歌候補の決定に関すること</li><li>・校章の取り扱いに関すること</li><li>・校章デザイン候補の決定方法に関すること※</li><li>・(募集する場合)募集に関すること</li><li>・校章候補の決定に関すること</li></ul> など
第3号	学校運営方針及び学校行事に関すること	<ul style="list-style-type: none"><li>・学校目標等に関すること</li><li>・年間行事計画、学校間交流事業及び学校行事(地域との連携)に関すること※</li><li>・学校運営協議会に関すること</li><li>・閉・開校に関すること</li></ul> など
第4号	教育課程再編及び学級編成に関すること	<ul style="list-style-type: none"><li>・教育課程(月歴・日課等)に関すること</li><li>・児童指導(校則等)に関すること※</li><li>・学級編成に関すること</li><li>・教室配置及び学校施設に関すること</li><li>・物品備品(机・椅子・教材等)に関すること</li><li>・学校生活(運動着、名札、上履き、鞄、その他学用品)に関すること</li><li>・給食に関すること</li><li>・引っ越しに関すること</li></ul> など
第5号	通学路及び通学方法に関すること	<ul style="list-style-type: none"><li>・通学路の確認(和田小学校の児童)</li><li>・通学経路(距離)に関すること</li><li>・通学方法(交通手段)に関すること</li><li>・通学の見守り、安全対策に関すること</li></ul> など
第6号	PTA組織及び児童会組織に関すること	<ul style="list-style-type: none"><li>・PTA組織・運営に関すること</li><li>・児童会組織・運営に関すること※</li></ul> など
第7号	教育委員会が必要と認める事項	<ul style="list-style-type: none"><li>・情報提供に関すること</li></ul> など

※ 児童(場合により生徒)の意見を反映するポイントとして想定する事項

## 遠山郷学園小学校再編検討委員会スケジュール

	令和7年度									令和8年度												令和9年度					
	令和7年					令和8年												令和9年									
	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月				
全体会議		● 第1回		● 第2回	● 第3回	第4回	●			● 第5回		● 第6回		● 第7回	● 第8回		● 第10回										
校名に関すること	決定方法検討	整理・選考	条例改正等																								
校歌・校章に関すること						作詞・作曲、デザイン方法検討				作詞・作曲、デザイン整理・選考					決定												
通学対策	検討方法検討	通学路・距離確認	通学方法検討①	運転手協議 ダイヤ作成	実施①	検証修正	実施②	検証修正	実施③	検証・最終決定	運転手協議 最終準備																
学校運営方針及び学校行事に関すること																											
GD等の運営方針に関すること	検討・調整																										
学校行事に関すること	対象事業の確定、検討及び地域との調整												地区行事計画や予算へ反映														
閉校・開校に関すること					年間行事洗い出し・対応検討					(年間)閉校を意識した行事等の実施				閉校・開校式検討		準備	閉校開催	閉校開催									
教育課程再編及び学級編成に関すること																											
合同授業に関すること	検討・調整					準備																					
学校生活に関すること						検討・調整																					
教育課程編成・時間割										検討・調整																	
児童指導に関すること										検討・調整																	
学級編成・教室配置・施設に関すること		検討・調整			予算化(状況により一部施工)																						
物品・備品に関すること		検討・調整			合同授業対応					検討・調整																	
給食について		検討・調整			合同授業対応				隨時実施	検証修正	隨時実施	検証修正	隨時実施	検証修正	最終調整												
PTA組織及び児童会組織に関すること																											
PTA組織・運営に関すること					学校との調整																						
児童会組織・運営に関すること						次年度役員選出等																					

## 検討部会の設置(案)について

### 1 検討部会の設置(案)

要綱第7条の規程に基づき、以下の3つの検討部会を設置します。

#### 検討部会とその所掌の概要

検討部会名称	所掌事項概要
校名等検討部会	校名や校歌及び校章に関すること
通学等検討部会	通学路及び通学方法に関すること
校務等調整部会	教育課程再編や学級編成、学校運営方針や学校行事、PTAや児童会組織に関すること

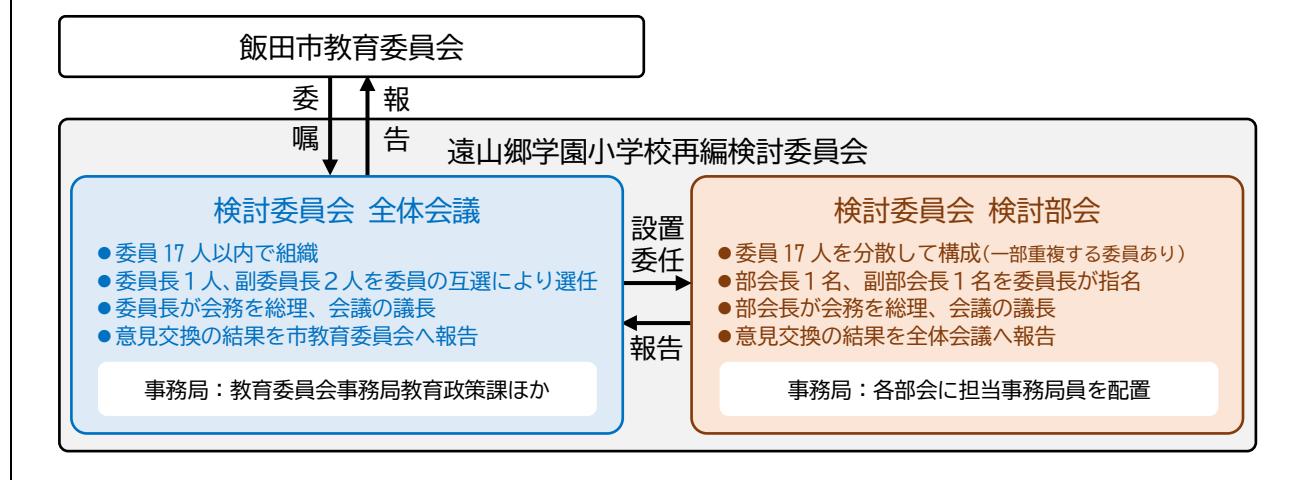
なお、各検討部会には、部会長及び副部会長を置き、委員長の指名によりこれを定めます。また、部会は、部会長が必要と認めたときは、部会に関係者の出席を求める、意見又は説明を聞くことができます。

### 2 検討委員会及び検討部会と教育委員会の関係性

要綱第3条、第5条、第7条及び第8条の規程により、検討委員会及び検討部会と教育委員会との関係性は、以下の図のとおりです。

全体会議は、検討部会を設置し、所掌事項に関する検討を委任します。従って、全体会議は、検討部会での協議結果の報告を受けた際は、全体会議として決議し、その結果を教育委員会へ報告することとなります。なお、検討部会での協議結果について、全体会議で「再検討」とされた場合は、改めて検討部会で協議することとなります。

※遠山郷学園小学校再編検討委員会の組織イメージ図



### 3 検討部会の所掌(協議等する)事項

要綱第2条に基づく検討委員会の所掌事項を、以下のとおり、各検討部会へ分担します。なお、今後の協議の中で新たに協議することが必要な事項(表に記載がない事項)が生じた場合は、正副委員長と事務局が協議をして協議する検討部会を定めることとします。

担当 検討部会	要綱 第2条	項 目	内 容
校名等検討部会	第1号	校名に関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・校名の取り扱いに関すること</li> <li>・校名候補の決定方法に関すること※</li> <li>・(募集する場合)募集に関すること</li> <li>・校名候補の決定に関すること</li> </ul> など
	第2号	校歌及び校章に関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・校歌の取り扱いに関すること</li> <li>・校歌の詞・曲の候補の決定方法に関すること</li> <li>・(作詞・作曲を外部へ依頼する場合)依頼先に関すること</li> <li>・校歌候補の決定に関すること</li> <li>・校章の取り扱いに関すること</li> <li>・校章デザイン候補の決定方法に関すること※</li> <li>・(募集する場合)募集に関すること</li> <li>・校章候補の決定に関すること</li> </ul> など
通学等検討部会	第5号	通学路及び通学方法に関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通学路の確認(和田小学校の児童)</li> <li>・通学経路(距離)に関すること</li> <li>・通学方法(交通手段)に関すること</li> <li>・通学の見守り、安全対策に関すること</li> </ul> など
校務等調整部会	第3号	学校運営方針及び学校行事に関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校目標等に関すること</li> <li>・年間行事計画、学校間交流事業及び学校行事(地域との連携)に関すること※</li> <li>・学校運営協議会に関すること</li> <li>・閉・開校に関すること※</li> </ul> など
	第4号	教育課程再編及び学級編成に関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育課程(月歴・日課等)に関すること</li> <li>・児童指導(校則等)に関すること※</li> <li>・学級編成に関すること</li> <li>・教室配置及び学校施設に関すること</li> <li>・物品備品(机・椅子・教材等)に関すること</li> <li>・学校生活(運動着、名札、上履き、鞄、その他学用品)に関すること</li> <li>・給食に関すること</li> <li>・引っ越しに関すること</li> </ul> など
	第6号	PTA組織及び児童会組織に関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・PTA組織・運営に関すること</li> <li>・児童会組織・運営に関すること※</li> </ul> など
	第7号	教育委員会が必要と認める事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報提供に関すること</li> </ul> など

※ 児童(場合により生徒)の意見を反映するポイントとして想定する事項

# 遠山郷学園小学校再編検討委員会 検討部会委員名簿(案)

## 1 校名等検討部会

(敬称略)

役職	ご芳名	要綱上の分類	ご所属等	備考
	村山 雅也	第3条第2項 (遠山郷学園内の小学校の保護者を代表する者) 第1号	上村小学校PTA 会長	
	小澤 優太郎	第3条第2項 (遠山郷学園内の小学校の保護者を代表する者) 第1号	和田小学校PTA 会長	
	小池 真沙美	第3条第2項 (遠山郷学園内の未就学児保護者を代表する者) 第1号	上村・和田保育園保護者会	
	遠山 典宏	第3条第2項 (遠山郷学園内の未就学児保護者を代表する者) 第1号	上村・和田保育園保護者会	
	下郷 貴広	第3条第2項 (遠山郷学園内の小中学校長) 第2号	遠山郷学園(和田小学校) 学園長(校長)	
	猪切 洋二	第3条第2項 (遠山郷学園内の小中学校長) 第2号	上村小学校 校長	
	前島 道広	第3条第2項 (両地区まちづくり委員会を代表する者) 第3号	上村まちづくり委員会 会長	
	遠山 典男	第3条第2項 (両地区まちづくり委員会を代表する者) 第3号	南信濃まちづくり委員会 会長	
	酒井 郁雄	第3条第2項 (両地区的公民館長) 第4号	南信濃公民館館長	

## 2 通学等検討部会

(敬称略)

役職	ご芳名	要綱上の分類	ご所属等	備考
	宮國 康弘	第3条第2項 (遠山郷学園内の小学校の保護者を代表する者) 第1号	上村小学校PTA	
	近藤 史章	第3条第2項 (遠山郷学園内の小学校の保護者を代表する者) 第1号	和田小学校PTA	
	北澤 昌彦	第3条第2項 (両地区まちづくり委員会を代表する者) 第3号	上村まちづくり委員会 特別プロジェクト部会長	
	遠山 尚久	第3条第2項 (両地区まちづくり委員会を代表する者) 第3号	南信濃まちづくり委員会 副会長	
	松下 豊	第3条第2項 (両地区的公民館長) 第4号	上村公民館館長	
	熊谷 幸穂	第3条第2項 (教育委員会が必要と認める者) 第5号	上村地区 主任児童委員	
	御子柴 さゆり	第3条第2項 (教育委員会が必要と認める者) 第5号	南信濃地区 主任児童委員	

## 3 校務等調整部会

(敬称略)

役職	ご芳名	要綱上の分類	ご所属等	備考
	下郷 貴広	第3条第2項 (遠山郷学園内の小中学校長) 第2号	遠山郷学園(和田小学校) 学園長(校長)	
	橋倉 美奈子	第3条第2項 (遠山郷学園内の小中学校長) 第2号	遠山郷学園(遠山中学校) 副学園長(校長)	
	猪切 洋二	第3条第2項 (遠山郷学園内の小中学校長) 第2号	上村小学校 校長	
	松下 豊	第3条第2項 (両地区的公民館長) 第4号	上村公民館館長	
	酒井 郁雄	第3条第2項 (両地区的公民館長) 第4号	南信濃公民館館長	

# 再編後的小学校の校名公募要領

## 1 趣旨

遠山郷学園内の2校の小学校を1校へ再編する基本方針のもと、令和9年4月の完全再編に向け、児童生徒をまんなかに、児童生徒にとってよりよい学びの環境の整備と安全で安心な教育環境の確保をめざした取組を進めています。

また、学校は地域の将来の担い手や支え手となる人材を育む場でもあることから、関係する方々が手を取り合って再編に向けた取組を進めることができるように、遠山郷学園小学校再編検討委員会を設置し、再編に向けた具体的な検討を進めています。

この再編に向けた取組の一つとして、再編後的小学校の校名を公募することとします。学校の主人公である児童生徒の皆さんとの意見、学校を支えていただく保護者や地域の皆さんの意見を広く募集し皆さんの意見を踏まえた校名とすることで、児童生徒の主体性や誇りが醸成され、且つ、これまでと同様に、多くの皆さんに再編後的小学校を支えていただけるよう、再編後的小学校の校名を広く募集することとします。

## 2 募集期間

日程：令和7年10月27日(月)から令和7年11月28日(金)まで

## 3 応募いただける方

次の(1)～(5)のいずれかに該当する方

- (1) 上村小学校及び和田小学校に通学する児童
- (2) 遠山中学校に通学する生徒
- (3) (1)及び(2)の保護者
- (4) 上村、南信濃の2地区内に居住している方
- (5) 上村、南信濃の2地区内の事業所等に勤務している方

## 4 募集すること(応募内容と記載事項)

- (1) 再編後的小学校の校名(「飯田市立○○小学校」の○○部分)
- (2) その校名とした理由(由来や込めた思いなど)

## 5 応募方法

---

### (1) 校名募集チラシ及び応募用紙の配布方法

#### ア 地区内全戸配布

※校名募集チラシ及び応募用紙は、1戸につき1部を組合回覧等で配布するほか、児童生徒以外の世帯員及び上村、南信濃に勤務している方の分として、上村及び南信濃自治振興センター窓口に配置する。

#### イ 上村小学校・和田小学校及び遠山中学校から児童生徒へ配布

※児童生徒に関しては、小中学校の先生方と協働して、各戸配布文書とは別に、児童生徒にわかりやすい形で文書を作成し配布する。

### (2) 応募方法

次のいずれかの方法による応募とします。なお、口頭や電話での応募は、誤認等を生む可能性があるため受け付けないこととします。

#### ア 以下の窓口への持参(以下の各窓口に応募箱を設置)

① 遠山中学校、上村小学校・和田小学校窓口(児童生徒・保護者を想定)

② 上村・南信濃自治振興センター窓口

③ 飯田市教育委員会事務局窓口

#### イ 飯田市教育委員会事務局への郵送

## 6 応募に際して留意いただくこと

---

### (1) 応募いただく校名は、常用漢字、ひらがな、カタカナ、アルファベットでの記載とします。

なお、漢字及びアルファベットを使用する場合は、ふりがなを付してください。

### (2) お一人につき一案の応募とします。

### (3) 応募者本人が考えたものであり、他者の権利を侵害しないものとしてください。

### (4) 応募にかかる費用は応募者の負担とし、応募用紙は返却いたしません。

### (5) 選定結果については、応募者個別への通知はいたしません。

### (6) 決定された名称に関する一切の権利は、飯田市及び飯田市教育委員会に帰属するものとし、応募いただいた時点でこのことにご同意いただいたものとします。

以上

# 校名選定の観点及び校名決定までの流れ

## 1 校名候補を選定する際に大切にする観点について

校名を選定するにあたり、以下の観点を大切にし、応募数が多いことだけを理由として判断しないこととします。

- (1) 応募いただいた校名の理由を参考に選定します。
- (2) 設置条例における他校の名称との関係から、校名は「飯田市立〇〇小学校」(「〇〇」を二文字とするという意ではない。)とします。
- (3) 地域性(地域名、エリア名、地域の自然・文化・歴史的背景など)を大切にし、児童、保護者や地域住民に親しみがあり、誇りを持っていただける校名とします。
- (4) 遠山郷学園のグランドデザインや教育理念を大切にします。
- (5) 難しい漢字や当て字などは避け、誰にとっても読みやすい・言いやすい・書きやすい校名とします。
- (6) 多くの方に愛される校名とします。
- (7) 団体名や企業名と類似せず、混同されることがない校名とします。

## 2 校名決定までの流れについて

校名は、以下の流れで決定していきます。なお、スケジュールは、現段階での想定です。募集期間等により変更する可能性があります。

### (1) 校名候補(案)の選定

校名等検討部会が、応募いただいた校名の中から上記の「校名候補を選定する際に大切にする観点」に基づき、校名候補(案)を選定し再編検討委員会全体会議へ報告

10月8日	第1回 校名等検討部会
	－ 再編後の小学校の校名公募要領(案)、校名選定の観点(案)、校名決定までの流れ(案)の協議
10月27日	再編後の小学校の校名の公募
～11月28日	
12月9日	第2回 校名等検討部会
	－ 校名候補(案)の決定及び全体会議への報告

(2) 校名候補の選定と飯田市教育委員会への報告

再編検討委員会全体会議が、校名等検討部会からの校名候補(案)の報告を受け、校名候補を選定し、飯田市教育委員会へ報告

12月17日

第2回 遠山郷学園小学校再編検討委員会 全体会議

– 校名候補の選定及び教育委員会への報告

(3) 校名候補の決定

(2)の報告を受け、報告内容を参考に飯田市教育委員会において校名候補を決定。あわせて、飯田市長と協議の上、校名を変更するための条例改正案を飯田市議会へ上程

令和8年1月

飯田市教育委員会定例会

– 校名候補の決定

序議

– 校名候補の決定

地域協議会(上村地区・南信濃地区)

– 校名候補の諮問

(4) 校名の決定

飯田市議会において、(3)の条例改正案の議決をもって再編後の小学校の校名が決定

令和8年3月

令和8年飯田市議会第1回定例会

– 設置条例改正議案の議決

以上

# 遠山郷学園の児童生徒の今後の通学方法の検討について

## 1 基本的な考え方（検討の視点）

遠山郷学園小学校再編に向けた取組の中で、通学環境が変化する令和8・9年度の通学方法等については、以下の基本的な考え方（検討の視点）に沿って検討を進める。

- (1) 児童生徒の通学環境に大きな影響がないよう配慮する。通学方法の変更がある児童生徒に対しては、可能な限り負担軽減の方策を検討する。
- (2) 児童生徒と保護者、地域にとって、安心でき、安全な通学方法の確保に努める。
- (3) 車両等の限りある資源を有効活用して持続可能な通学環境を構築する。
- (4) 再編以降の通学方法においては、その時々の児童生徒の状況に応じて、保護者等関係者と検討して定める。

## 2 今後の通学方法について（案）

### (1) 和田小学校児童の通学方法について

- ・現在、和田小学校児童は全員が徒歩通学となっている。児童の自宅から和田小学校までの通学距離に関して、最短で500m、最長で1,600mあり、和田小学校から上村小学校までは8.3km離れているため、徒歩通学は不可能である。
- ・上記「基本的な考え方」をもとに、和田小学校児童が現上村小学校へ通学するために、行き帰り共に、スクールバス遠山線を活用する。
- ・乗車時間短縮のため国道152号バイパスを通ることで、現和田小学校から現上村小学校への移動時間が10分程度となることを踏まえ、今後、学校の日課との調整により運行時刻を定める。
- ・可能な限りこれまでの通学方法を大きく変更させないこと、また、安全で安心な通学方法を確保する観点から、和田小学校児童や就学前園児等の居住分布を踏まえ、スクールバス乗降場所を1箇所設定する。

### (2) スクールバス乗降場所について

- ・和田小学校児童や就学前園児等の居住分布を踏まえ、自宅から集まりやすく、安全な待機スペースがある乗降場所として、以下の2箇所を候補地として今後、学校関係者及び保護者等と意見交換をしながら検討を行う。

候補地	① 南信濃地域交流センター (南側駐車場)	② 遠山中学校 (駐車スペース付近)
メリット	<ul style="list-style-type: none"><li>・平時には、待機場所があり、大人の目が行き届く等の安全性が高い。また、放課後子ども見守り事業（学習交流センター）への移動がしやすい。</li><li>・これまでの通学距離とほぼ変更がない（遠い児童でも1.3km程度）。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・安全な乗降スペースが十分にあり、小中学生の乗降場所が一つとなるため児童生徒やバス運転手もわかりやすい。</li><li>・災害時には待機場所があり、引き渡し等、小中学校職員が連携して対応が可能となる。</li></ul>
デメリット	<ul style="list-style-type: none"><li>・和田保育園側の歩道からセンター側へ渡る横断歩道が近くに無い。</li><li>・災害時には待機場所が取れず、見守りできる体制が整わない。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・多くの児童が現在より300m程度通学距離が伸びる。</li><li>・中学校が計画休業の場合に緊急時の教職員の対応ができない。</li></ul>

### （3）上村小学校及び遠山中学校の児童生徒の通学方法について

- ・上村小学校及び遠山中学校の児童生徒の通学方法は現状維持とする。ただし、今後の検討協議によっては、スクールバス運行時刻の調整を行う場合がある。

## 3 今後の検討課題について

---

### （1）乗降場所候補地に関するここと

- ・乗降場所候補地①の南信濃地域交流センターにおいては、センター前で安全に横断ができるよう、横断歩道の新設要望を進める必要がある。
- ・乗降場所候補地②の遠山中学校においては、児童が待機している時の対応や緊急時の学園内の学校間連携について検討する必要がある。
- ・放課後子ども見守り事業への移動も踏まえて、小中学校の日課やスクールバス運行時刻を考慮した乗降場所を定める必要がある。

### （2）スクールバス運転手の人材確保

- ・高齢化による運転手の人材不足が顕著で、持続可能な通学環境の構築のために、引き続き、遠山郷学園地域内で登下校共にスクールバスを運転していただける方を探していく必要がある。

### （3）スクールバス運行に合わせた学校の日課調整

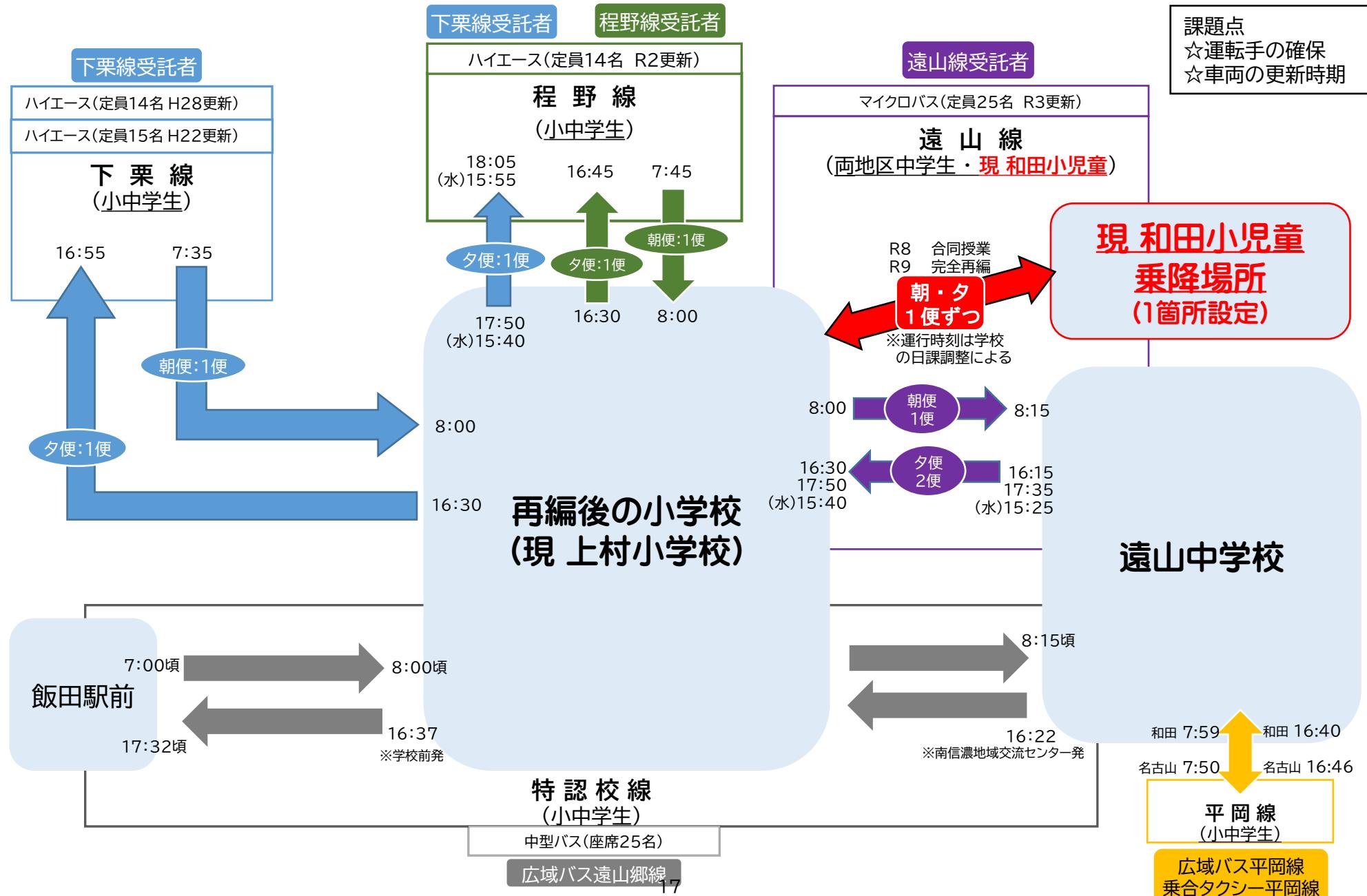
- ・「基本的な考え方」に沿って、児童生徒にとって過度な負担が掛からないスクールバスの運行時刻を設定し、学校の日課調整を行う必要がある。

## 4 今後の進め方・スケジュールについて

---

- |                  |               |
|------------------|---------------|
| ・遠山郷学園3校との協議     | ～10月下旬まで      |
| ・保護者等との協議        | ～11月中旬まで      |
| ・スクールバス運転手との協議   | ～12月上旬まで      |
| ・再編検討委員会全体会議への報告 | 第2回：12月17日（水） |

# ■令和8・9年度 遠山郷学園における児童生徒の通学方法(案)



# 遠山郷学園

# 小学校再編だより

Vol.

1

2025(令和7)年10月17日発行

遠山郷学園小学校再編検討委員会の協議の様子をお知らせします。

今回のTOPIX

- 令和9年4月の小学校再編に向け検討委員会を設置  
(記事は2面)
- 再編後の小学校の校名を公募します。
- 通学方法の検討を開始しました。

次号は、12月下旬頃に発行する予定です。

## 再編後の小学校の校名を公募します。

10月8日に開催した「遠山郷学園小学校再編検討委員会 校名等検討部会」において、令和9年4月の再編後の小学校の校名を広く公募することが決まりました。

学校の主人公である児童生徒の皆さん、学校を支えていただく保護者や地域の皆さん 의견を広く募集することで、児童生徒の主体性や誇りが醸成され、且つ、これまでと同様に、多くの皆さんに再編後の小学校を支えていただけるよう、再編後の小学校の校名を広く募集することとしました。

校名募集チラシ・応募用紙は、地区内全戸へ配布します。多くの皆様の応募をお待ちしています。

## 再編後の小学校の校名公募要領

### 公募期間

令和7年10月27日(月)から11月28日(金)

### 応募いただける方

次の①～⑤のいずれかに該当する方

- 上村小学校及び和田小学校に通学する児童
- 遠山中学校に通学する生徒
- ①及び②の保護者
- 上村、南信濃の2地区内に居住している方
- 上村、南信濃の2地区内の事業所等に勤務している方

### 募集すること

- 再編後の小学校の校名  
(「飯田市立○○小学校」の○○部分)
- その校名とした理由(由来や込めた思いなど)

### 校名募集チラシ・応募用紙の配布

地区内回覧にて、地区内全戸へ配布します。  
※なお、児童生徒へは、小中学校から配布します。

### 応募方法

- 次のいずれかの方法による応募とします。
- 以下の窓口への持参(窓口設置の応募箱へ投函)
    - 上村小学校、和田小学校、遠山中学校
    - 上村・南信濃自治振興センター
    - 飯田市教育委員会事務局
  - 飯田市教育委員会事務局への郵送

※ 詳しくは、配布する「校名募集チラシ・応募用紙」をご覧ください。

## 通学方法の検討を開始しました。

10月8日に、もう一つの検討部会である「遠山郷学園小学校再編検討委員会 通学等検討部会」の第1回会議を開催しました。

会議では、遠山郷学園における児童生徒の通学方法の現状を確認した後、今後の通学方法の検討を進める際の基本的な考え方について協議し、以下の「基本的な考え方」が確認されました。

## 確認された「遠山郷学園の児童生徒の今後の通学方法の検討に向けた基本的な考え方」

遠山郷学園小学校再編に向けた取組の中で、通学環境が変化する令和8・9年度の通学方法等については、以下の基本的な考え方沿って検討を進めることとします。

- 児童生徒の通学環境に大きな影響がないよう配慮する。  
通学方法の変更がある児童生徒に対しては、可能な限り負担軽減の方策を検討する。
- 児童生徒と保護者、地域にとって、安心でき、安全な通学方法の確保に努める。
- 車両等の限りある資源を有効活用して持続可能な通学環境を構築する。
- 再編以降の通学方法においては、その時々の児童生徒の状況に応じて、保護者等関係者と検討して定める。

今後、確認された基本的な考え方に基づき、現和田小学校、現上村小学校、遠山中学校の児童生徒の通学方法について、スクールバスを有効活用することを前提として検討し、令和8年4月以降の合同授業の実施に向けた準備を進めていきます。

# 令和9年4月の小学校再編に向け 検討委員会を設置

9月30日に南信濃地域交流センターで、「第1回遠山郷学園小学校再編検討委員会」が開催され、令和9年4月の小学校再編に向けた具体的な検討がスタートしました。

児童にとって安全・安心な、よりよい教育環境の確保をめざし、児童・保護者や地域の皆さん、学校や教育委員会が力をあわせて、通いたい・通わせたい学校づくりを進めます。

再編検討委員会の冒頭、教育長から委員の皆さんに委嘱状が手渡されました。教育委員会から委嘱を受けた委員の皆さんは、右下の17名の皆さんです。

## 遠山郷学園小学校再編検討委員会とは？

- 遠山郷学園小学校再編検討委員会(下図の緑線囲み)は、遠山郷学園内の小学校の再編を円滑に推進するとともに、再編に伴い設置される学校の開校に向けた総合的な検討及び関係者との調整を行うために、飯田市教育委員会が設置する会議で、全体会議(下図の青線囲み部分)と検討部会(下図の茶色線囲み部分)で構成されています。
- 再編検討委員会は、何かを決定する機関ではなく、校名や通学などについて意見交換をし、その結果を飯田市教育委員会へ報告します。
- 検討委員会全体会議は、検討部会を設置し詳細な検討を委任することができることとなっています。
- 再編検討委員会では、以下の事項について検討等をします。
  - ①校名に関すること
  - ②校歌及び校章に関すること
  - ③学校運営方針及び学校行事に関すること
  - ④教育課程再編及び学級編成に関すること
  - ⑤通学路及び通学方法に関すること
  - ⑥PTA組織及び児童会組織に関すること
  - ⑦教育委員会が必要と認めること



委嘱状交付の様子

会議では、委員会を代表する委員長に酒井郁雄さんを、副委員長に松下豊さんと下郷貴広さんを全会一致で選出しました。

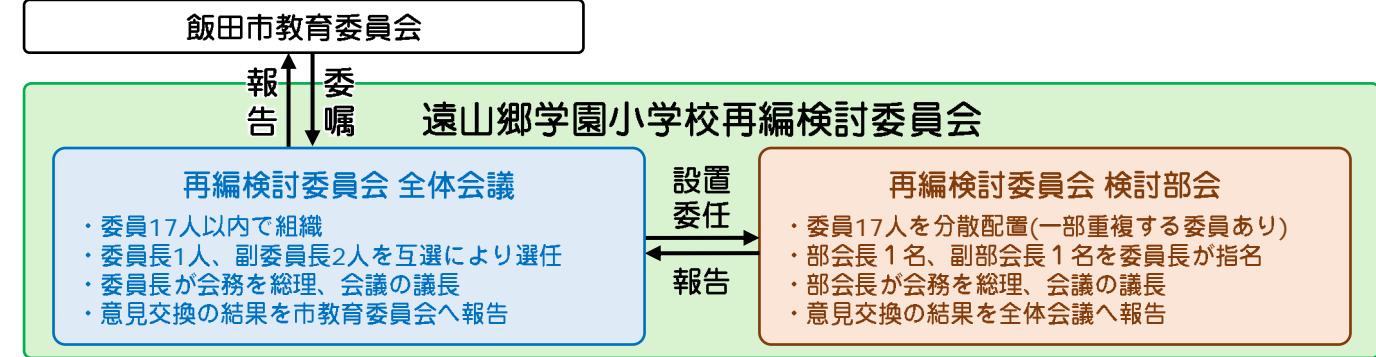
また、検討部会の設置について協議し、「校名等検討部会」、「通学等検討部会」及び「校務等調整部会」の3部会の設置を、全会一致で決定しました。

当面、校名等検討部会では校名に関するのを、通学等検討部会では来年4月からの通学方法について協議することとなりました。

## 遠山郷学園小学校再編検討委員会 委員の皆さん

- |                                |
|--------------------------------|
| 村山 雅也さん(上村小学校PTA会長)            |
| 宮國 康弘さん(上村小学校PTA)              |
| 小澤 優太郎さん(和田小学校PTA会長)           |
| 近藤 史章さん(和田小学校PTA)              |
| 小池 真沙美さん(保育園・未就学児保護者)          |
| 遠山 典宏さん(保育園・未就学児保護者)           |
| 猪切 洋二さん(上村小学校長)                |
| 下郷 貴広さん(和田小学校長)                |
| 橋倉 美奈子さん(遠山中学校長)               |
| 前島 道広さん(上村まちづくり委員会会長)          |
| 北澤 昌彦さん(上村まちづくり委員会特別プロジェクト部会長) |
| 遠山 典男さん(南信濃まちづくり委員会会長)         |
| 遠山 尚久さん(南信濃まちづくり委員会副会長)        |
| 副委員長 松下 豊さん(上村公民館館長)           |
| 委員長 酒井 郁雄さん(南信濃公民館館長)          |
| 熊谷 幸穂さん(上村地区主任児童委員)            |
| 御子柴 さゆりさん(南信濃地区主任児童委員)         |

## 遠山郷学園小学校再編検討委員会の組織図



発行者

遠山郷学園小学校再編検討委員会

事務局：飯田市教育委員会事務局 教育政策課

電話 0265-22-4511(内線3712) E-mail kyo1@city.iida.nagano.jp

